

No. 5 生産緑地地区の変更に関する案件概要

議第 1397 号 横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更

	新	旧	増減
面積	約 258.1ha	約 269.8ha	△約 11.7ha
箇所数	1,501	1,559	△58

(△は減少を表す)

【今回の変更内容】

	指定の基準	箇所数	面積 (約 ha)
追加	市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なもの	4	0.38
拡大	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの	2	0.08

	変更の理由	箇所数	面積 (約 ha)
廃止 縮小	生産緑地地区に指定されてから 30 年を経過する日以後、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	62	△7.47
	農林漁業の主たる従事者の死亡等により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの	25	△4.49
	区域の一部、又は全部が公共施設の用に供されたと認められるもの	3	△0.22

(内容)

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するものであり、横浜市では、平成 4 年に生産緑地地区を都市計画決定しました。

以後、横浜市生産緑地地区指定要領等に基づき、追加、拡大、廃止及び縮小等の変更を行っており、今回の変更により、箇所数は 1,501 箇所、面積は約 258.1ha となります。